

◎新潟県告示第900号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年8月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-5-プロモ-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：ADB-5'Br-BUTINACA）及びその塩類
- (2) N-エチル-2-〔2-〔（4-イソプロポキシフェニル）メチル〕-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル〕エタン-1-アミン（通称名：N-Desethylisotonitazene）及びその塩類
- (3) (2R, 3R)-2-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-3-メチルモルフォリン、(2S, 3S)-2-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-3-メチルモルフォリン（通称名：3,4-MDPM、3-MDPM、3,4-Methylenedioxyphenmetrazine）及びそれらの塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和6年8月17日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。